

一般社団法人

全国中小建設業協会

編集発行人 土志田 領司

〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5

URL <http://www.zenchuken.or.jp/>

電話 03(5542)0331(代表) F A X 03(5542)0332

年頭所感

(一社)全国中小建設業協会
会長 松井 守夫

長期的に安定した予算確保を

地域の中小建設業の役割全う

平成26年の年頭にあたり謹んであいさつを申し上げます。

会員のみなさま方におかれましては、平素より中小建設業界の健全な発展のため、当協会の活動に對しまして特段のご理解とご協力を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

1日も早い
復旧・復興を願う

さて、未曾有の東日本大震災から早や3年が過ぎようとしておりますが、いまだ復旧・復興が思うように進んでいないのが現状であり、1日も早い復旧・復興を心から願っております。

この先、きわめて高い確率で南海トラフ巨大地震が発生すると予想されている中、国土を守る建設業、特に地域に根づく、われわれ中小建設業

の役割は重要であると自負しております。

昨年、全国各地で発生した山口・島根の豪雨災害、埼玉・茨城の竜巻災害、伊豆大島の土石流災害などにより、尊い命や財産が奪われ、あらためて自然の脅威と環境の変化を思い知らされました。当然のことながら、地域の中小建設業者の方々は、これらの災害が発生した場合、地方公共団体と一体となり迅速に現場に駆けつけ、命がけで巡視や災害復旧にあたり、たいへんご苦労されていることに頭が下がる思いです。

公共事業の
必要性が叫ばれる

しかし、これまで公共事業予算の削減が続く、公共事業への依存度のきわめて高い中小建設業者は、常に危機的な状況に追い込まれておりまし

た。

一方、安倍政権では、景気回復の3本柱の政策が掲げられ、その1本として、公共事業の必要性が叫ばれ、国民の財産・生命を守るため、たえず維持管理や防災工事を行い、災害時における避難ならびに救援ルートの確保など、インフラ整備が必要であるとき

れ、予算削減に歯止めがかかったところであります。

これらは常々全中建が訴えてきたことと一致しております。

われわれ中小建設業は地域の雇用を守り、地域の経済の活性化に寄与することが使命であり、近年多発する災害や厳しい経済環境の中でも、そ

の役割はいささかも変わりないばかりか、ますます重要となつていきます。

全力をあげて

自助努力を

われわれ協会および会員企業は、引き続きこれらの社会的使命を果たし続けていくために、自らの経営革新などに全力をあげて取り組んでいきます。

政府におかれては、喫緊の課題である防災・減災対策をはじめ、地域の維持・活性化に不可欠な公共事業費については、最低10年以上見通しのある長期的に安定した予算の確保を図っていただくとともに、全国すみずみまで切れ目なく、適正価格での受注機会が拡大するなど、われわれの自助努力が報われ、地域の中小建設業者が生き残ることができるよう特段のご理解・ご支援を切望するところであります。

安全・安心
雇用を守る

全中建では、地域住民の先頭に立って安全・安心を守り、地域の主要産業として雇用を守るほか、若者の入職促進や技能・技術の伝承を図るなど「社会に奉仕する力強い地場産業」を目指しております。

今後とも全中建の活動に対するいっそうのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様方にとりまして、今年こそ景気が好転する年でありますようにお祈りいたしますとともに、皆様方のご健勝とさらなるご発展を祈念申し上げ、新春のあいさつといたします。

社会に奉仕する力強い地場産業



摩周湖の夜明け(北海道弟子屈町)



保証事業を通じて
安全で活力のある社会を創るための
お手伝いをしています

東日本建設業保証株式会社

〒104-8438 東京都中央区築地5-5-12

浜離宮建設プラザ TEL 03-3545-5120

<http://www.ejcs.co.jp/>

営業部 東京都中央区八丁堀2-5-1 TEL 03-3551-9511

東京建設会館2F FAX 0120-027-036

支店 新宿・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨・長野・新潟・富山・石川・福井・静岡・愛知・岐阜・三重・大阪

本年4月に消費税率の引上げが実施されますが、それに伴う反動減を抑制しながら、成長力を底上げしていかなければなりません。本年も国民の皆様に進進を「実感」していただけるよう、引き続き総力を挙げて対策を充実にまいります。

さらに、我が国の国土を取り巻く状況を見ると、本格的な人口減少、高齢化の進展、切迫する巨大災害、国際的な都市間競争の激化や物流構造の変化によるグローバル化の進展など、極めて大きな変化に直面しています。このため、2055

国交省
予算案

増税影響も横ばい確保

国交省のほか、農水省や環境省などを含めた政府全体の公共事業関係費は、1.9%増の5兆3518億円。農水省も1.6%増を確保したが、金額ベースでは国交省の増額が際立つ。防災・減災、老朽化対策など、緊急性の高い事業への予算配分が認められた結果だ。

また同氏は、平成3年6月、全中建監事、同5年6月、同理事に就任、21年6月からは常任理事に就くと同時に、安全衛生委員会委員長に就任。建設工事の災害防止に取り組んでいる。

について、国土交通省が中心的な役割を果たしながら推進してまいります。

さらに、これらの戦略的な維持管理・更新の推進を含む21世紀型の社会資本整備を進めるための基本的な考え方である「社会資本整備の基本方針」を策定します。

建設産業は、社会資本の整備や維持管理、災害対応などを担っており、安定した事業の見通しを示すとともに、その役割を持続的に果たしていくための環境整備を進めていく必要があります。このため、若者の入職促進など今後の担い手の確保・育成を進めるため、ダンピング防止、適切な賃金水準の確保や社会保険未加入対策など就労環境の改善に努め、地域を自分たちが守るという誇りをもって仕事に打ち込める環境整備を推進します。また、多様な入札契約制度の導入・活用、より適正な予定価格の設定等の入札契約制度の改革にも取り組みます。

本年も皆様のご理解をいただきながら、施策の前進を「実感」していただけるよう全力で取り組んでまいります所存です。新しい年が皆様方にとりまして希望に満ちた、大いなる発展の年になりますことを祈念いたします。

無料体験
受付中!

ご要望の多かった資料を中心にさらに拡充!!

Web 建設物価

詳しくは
コチラ!! <http://www.web-ken.jp/> 🔍 Web建設物価

「Web 建設物価」って
すごい!!



- 月刊「建設物価」を超えた情報量!
- Web 限定情報を追加収録!
- バックナンバー 10 年分!
- 必要な情報を正確に探せる検索機能!
- 必要な情報をリスト化!
- 地図情報を活用して業務効率化!

標準版	50,400円 (税込) [年間利用料/1契約]
簡易版	37,200円 (税込) [年間利用料/1契約]
単月版	5,250円 (税込) [月間利用料/1契約]

技術的なお問合せはコチラ
TEL : 03-3663-5170



一般財団法人

建設物価調査会

 0120-978-599

品確法 入契法 建設業法 一体改正へ

ダンピング防止徹底、担い手確保

国交省

国交省は平成25年11月25日、中央建設業審議会(中審) 社会資本整備審議会の基本問題小委員会を開き、中長期的な公共工事の品質や担い手の確保を実現するために「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)のほか、関連する「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)」「建設業法」の3法を一体改正するため、各法に盛り込む事項を議論した。品確法改正で入札契約制度に関する課題に対応する一方で、担い手を確保するための適正な施工体制の確立やダンピング防止についても入契法や建設業法の改

正により明確化する。品確法改正法案は議員立法として自公与党が次期常国会に提出、残る2法改正法案は国交省が次期通常国会に提出する見通し。同小委員会は品確法を改正し、中長期的な担い手の確保を実現することと規定することを提示するとともに、事業や地域の特性に応じた多様な入札契約方式を活用するため、条文中で根拠を与えて使いやすくすることとした。予定価格の上限拘束性を課題に指摘する声がある中、予定価格をより適正に設定する点も盛り込む。直轄と自治体の工事では施工状況の評価に

【品確法改正関連事項】
・将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手確保への配慮を明確化
・事業の性格や地域特性に応じた選択できる多様な入札契約方式の活用
・施工力・技術力の維持向上に向けた入札契約の各段階での評価見直し(経営事項審査や総合評価など)
・インフラメンテナンスや災害への対応の地域維持体制の確保への配慮
・工事完成後も含めた品質確保に向けた取り組み

【入契法改正関連事項】
・入札契約適正化の柱としてダンピング防止の明確化
・入札金額の内訳提出の義務化

【建設業法改正関連事項】
・建設業法改正関連事項の観点からも確認
・公共工事での施工体制台帳の提出義務拡大
・許可行政庁と公共工事発注者の協力による暴力団排除徹底
・担い手育成や契約適正化などを自主的に進める建設業団体の認定
・許可行政庁と公共工事発注者の協力による暴力団排除の徹底
・業種区分や建設工事の内容・例示などの見直しによる適正な施工確保

神奈川県中小建設業協会と横浜建設業協会は、神奈川県建設業協会と共同で、神奈川県に最低制限価格率の引き上げなど入札契約制度の改善を求めている。このほど要望が実り、「かながわ方式」と呼ばれる新たな最低制限価格率が決まった。平成25年11月1日以降に入札公告する工事から適用される。要望と回答は次のとおり。

【要望】
付議年月 25. 6. 17
件名/ 最低制限価格率の更なる引き上げについての陳情
付議委員会/ 建設常任委員会
陳情者/ 神奈川県中小建設業協会
(一社) 横浜建設業協会
(一社) 神奈川県建設業協会
神奈川県の最低制限価格率の算定は、直接工事費などに一定の算入率を乗じることで、予定価格の80%~90%に設定されています。

この算定式は、国の低入札価格調査基準価格率とは異なる神奈川県独自の算入率であり、これまで、小規模工事では、神奈川県の算入率による方が国の算入率を用いるよりも高い最低制限価格率となっていました。しかしながら、平成25年5月に国が一般管理費等の項目の算入率を見直し、0.30から0.55まで引き上げることとなりました。その結果、国の算入率による最低制限価格率の算定の方が有利になる逆転現象が生じる可能性があります。そこで、神奈川県の一般管理費等の算入率を引き上げることなどにより、最低制限価格率を最低でも90%とするともに、この引き上げに伴い、計算上の最低制限価格率が90%を超過するケースも想定されることから、最低制限価格率の上限率90%についても、算定の態勢に合わせて引き上げを行うよう強く求めます。

【回答】
入札制度「かながわ方式」における最低制限価格の見直しについて
1 経緯
国は、公共工事のダンピング防止並びに品質確保の観点から、「低入札価格調査基準価格(以下「基準価格」という。))」を設定している。今般、公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、契約価格の適正化や実効性あるダンピング対策の充実を図ることが一層重要となっていることから、基準価格の見直しを行い、平成25年5月16日から運用を開始した。併せて、各都道府県等に対し、各自治体で定めている基準価格及び最低制限価格について、国の改定を踏まえ、適切な見直しを行うよう要請があっ

最低制限価格率アップ 神奈川県中小建設業協会の要望実る

た。そこで、本県においても、入札制度「かながわ方式」における最低制限価格を検証し、適切な見直しを行った。
2 国の基準価格の見直し内容
「一般管理費等」に含まれる経費のうち、本社・支社の給料手当相当分及び退職金相当分を新たに計上することとし、基準価格の算定式における「一般管理費等」の算入率を0.3から0.55に引き上げ、その結果、基準価格は概ね2%上昇した。
3 本県の見直し内容
国の改定内容を踏まえつつ、本県独自に導入した「かながわ方式」の基本的考え方である、工事の品質確保及び県内中小建設業者の健全育成の視点を継続した上で、地域経済の景気活性化対策にも資する見直しを行った。

○主な見直し内容(土木工事の場合)
【一般管理費等】
・国の引き上げ内容の本社・支社の給料手当相当分は既に計上しているため、計上していない退職金手当相当分を新たに計上。
・建設業者による重機保有に必要な減価償却費相当分を新たに計上。
【現場管理費】
・現場作業員の社会保険未加入問題が顕在化している中、加入促進を図る観点から、現場作業員の法定福利費相当分を、国に合わせ引き上げ。
・専門業者への外注経費相当分を新たに計上。
※建築工事、水道工事においても同様の内容を見込み、それぞれの算入率を見直した。

4 見直しの結果
今回の見直しにより、最低制限価格率が2~4%程度引き上がることとなる。
ただし、最低制限価格率の上限率については、現行の90%を継続する。
5 適用時期
平成25年11月1日以降に入札公告する案件から適用する。
参考資料
○国の低入札価格調査基準価格算定式
※低入札価格調査基準価格とは、
「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準となる価格(予算決算及び会計令第85条に規定)
※各自治体において最低制限価格を

定める際にはこの算定式を参考としている。
= 直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.8 + 一般管理費等 × 0.55
↑
0.3 (旧)
○「かながわ方式」の新たな最低制限価格率(%)の算定式
【土木工事】
= [直接工事費 × 1.0 + 共通仮設費(積上分) × 1.0 + 共通仮設費(率分) × 0.9 + 現場管理費 × (0.7 × α + β) + 0.6 (現行)] / 一般管理費等 × 0.4 / 工事価格 × 100
↑
0.3 (現行)
※ α は工事規模による補正率 (1.3 ~ 0.7)、β は施工困難さによる補正率 (0.04)
【建築工事】
= [直接工事費 × 0.98 + 共通仮設費(積上分) × 1.0 + 共通仮設費(率分) × 0.7 + 現場管理費 × 0.8 × α + 一般管理費等 × 0.4] / 工事価格 × 100
↑
0.3 (現行)
※ α は工事規模による補正率 (1.1 ~ 0.7)
【水道工事】
= [{ 直接工事費 × 1.0 + 共通仮設費(積上分) × 1.0 + 共通仮設費(率分) × 0.9 + 現場管理費 × 0.7 × α + 一般管理費等 0.4 } / 工事価格] × 100
↑
0.3 (現行)
※ α は工事規模による補正率 (1.2 ~ 0.7)

いのち貢献度指名競争入札を施行 地域の中小建設業の役割認める

神奈川中小建設業協会と横浜建設業協会が神奈川県建設業協会と共同で、自民党県連を通して県に行っていた入札契約制度についての要望が成果を上げた。
平成25年12月2日の県議会で、自民党の桐生議員が、250万円以上の工事一律に一般競争入札が適用され、公平性が保たれていないことのほか、災害復旧、インフラの維持管理など、地

域の建設業が重要な役割を担っていることから、将来にわたってその役割を確保するために入札契約制度の見直しを求め、黒岩知事が答えて明らかになったもの。知事は「担い手確保と発注手続きの効率化の観点から検討した結果、『いのち貢献度指名競争入札』を26年度から施行する」と答弁した。
対象は、250万~1億5,000万円のイ

ンセンティブ発注対象工事、維持修繕等小規模工事(1,000万円未満)、災害復旧に係る本復旧工事、地域の実情や工事の特殊性そのほか緊急性が高い工事など。
指名基準は、社会貢献企業、同種工事の施工実績、本社・支店の地域近接性、若手技術者の育成努力、優良工事施工業者などを組み合わせるとした。

もう一度やり直すとき



参議院議員
自由民主党参議院幹事長

脇 雅史氏

新春に始まる通常国会に提出予定の公共工物品質確保促進法（公共工物品質法）改正法案。その策定に中心的役割を担ったのが脇参議院議員だ。建設業は25年春からの需要増にともない、受注が拡大しつつある。だが、デフレ、需要減、入札契約制度の歪んだ運用の三重苦に長年陥っている間に受けた傷はまだ癒えない。ましてや地域の中小建設業はいまだ存立の危機に瀕している。技能労働者の労働福祉の改善、若年労働者の入職促進など課題も山積している。新しい年を迎えて、脇議員に建設業の進むべき新しい道を聞いた。

——政権が交代して1年が経

過し、建設業界の雰囲気は様変わりし、この機会を逸すると建設業の将来は、成り立たなくなると強い危機感をもっている。その中で業界は、協先生を頼みの綱、命の綱と想っている。建設業はいまもってダンピング受注の横行、くじ引きという運否天賦でない仕事を受注できない状況に苦しんでいる。先日、全中建若手経営者部会を開催したが（11面参照）、若手が胸を張って経営できる産業に戻ること期待している。

間違った政策運営が最大の要因

脇 全中建の会員が各地域で果たしてきた役割は大きい。日本各地の強さを支えてきた。逆にその分だけ苦勞も多かったと思う。苦勞の最大の要因は、間違った政策運営がとられてきたことにある。その間違った、民主党政権以前からあった。そのしわが寄って、建設業は将来が見通せない産業になっ

整備を行うのは、あり得ないことだ。そこに根本的な欠陥があった。それをもつ一度やり直さないとけない。そのためには、日本での程度、社会資本整備に投資すべきか、その中身を含めて議論の積み上げが必要だ。積み上げの原点は各地域にある。うちの地域は、5年後、10年後にはどうしたい、そのためにはこのようなインフラが必要だという計画がないといけない。

明確な計画をもたない地域は放置しておく。そうすれば、地域間の競争になる。そこには地域の政治力の重さが反映され、住民が首長を選ぶ際の判断材料にもなると思う。しかし、いまの日本は計画性をもって事業を進める態勢になっていない。それをまず直すことに私の問題意識の原点がある。

——全中建は、市町村の仕事を中心に成り立っている小さい業者の集まりだ。いい仕事をし、災害が発生すればしっかりと対応するなど地域のために頑張っている。一般競争入札が一般化したのが、中小業者の間では、指名競争入札の復活を望む声が多くなっている。

一条文の規定だけを忠実に守る発注者

脇 入札契約制度も間違っている。契約する場合、売り手は高く、買い手はできるだけ安い価格でという思惑が入り混じって、交渉して価格が決まるのが市場原理だ。公共工事の契約は、この市場原理とかみ合っていない。

会計法や地方自治法は、もっとも安い価格の業者と契約する規定になっている。したがって、品質には配慮しなくてもよい、悪ければ施工者に注文をつけられいいという考えで運用している。価格を

いいものを残すため契約制度を考える

安くするには、入札に参加する業者数を増やせばよいと安易に考え、100社、200社と参加させている。

公共工事の発注者には、法律の一条文を忠実に運用すればいいという考えがどこかにあって、それに従って国や自治体はやっている。

この「安ければ安いほどいい」という、いまの入札制度の原点が間違っている。本来、いい契約を結び、いい仕事をするにはどうすればいいかという考えが、人間の知恵としてある。その知恵を無視して、明治時代に制定された法律どおりに運用するのが正しいこととして、馬鹿げた運用を続けてきた。

その原点が変わらない限り、現状の改革はできない。国民の税金を使っているのに、きちんと仕事をしないといけない、無駄に使ってはいけない、品質の優れたものをつくらなければならないこと、は、誰もが思っていることだ。そのためには、どのような契約方法が最適なかを考える必要がある。

ところが、業界の実態を踏まえた契約方法を考えずに、法律の一条文の規定を忠実に守って運用すればいいという点からスタートしている。すべてがうまくいっていない。

現在の仕組みでも、仕事が増えているときには安値受注をする業者はいないので、問題は起きないが、デフレに入ってから問題の弊害が一気に噴き出してきている。安値で受注して経営が苦しくなり、従業員の給料を大幅に引き下げ、それが原因で若い人も入ってこないという悪循環に陥った。建設業をつぶしたいと思っている人は別だが、存続させたいと思う人は考えなければならぬことだ。そのことに発注者は本質的に気づいていない。

った。個々の発注者は狭い範囲で少しいのお金しか扱っていないので、ほかのことは知らない。自分の世界に閉じこもって全体を見ようとしていない。

「一般か、指名か」は常識の範囲で

脇 目先の利益にとらわれている。これも人間の陥りやすい欠点だ。財政事情が悪化しているのに、財務当局も安いことはいいいことと黙認し、それで二重三重に悪くなった。

その中で一般競争入札か指名競争入札かは、常識の範囲で考えればいいことだ。世の中には常識、規範というのがあって、その常識にもとづいて法律が成り立っているのに、発注者は法律の条文の世界だけに入り込んでいる。法律の論理だけで突きつめていくと原点を忘れ、馬鹿げた結論になる。それが200社もの入札参加やくじ引き入札につながっている。

安値受注を排除するため、最低制限価格の引き上げを求める声があるが、それでは問題の解決にはならないと考えている。もちろん多少の改善にはなる。しかし、それは傷口にテープを貼るようなものだ。傷そのものができないように元のところを変えないといけない。

会計法、地方自治法の考え方を考えるための法整備を行うことに伴って、ようやく発注官庁の理解が進んできた。総務省、財務省、国土交通省もわれわれと問題意識が一致した。それで条文をどのように変えるか、佐藤信秋議員が座長となったプロジェクトチームを設けて、検討している。

ここでは法律を根本から変え、常識で考えていい仕事ができる仕組みをつくりたいと考えている。

それは、納税者にとっては税金が無駄なくきちんと使われる、発注者にとってはあまり手間がかからず実行可能な方式、施工業者にとってもきちんと仕事をしてそれを評価してもらえんというように皆がよくなる方法を探す。そのため条文はどのような規定にした方がいいかという常識的な当たり前の作業を進めている。

——自公与党が次期国会に提出しようとしている法案……（3面参照）

脇 個人が家を建てる時と基本的には同じ考えだ。

——腕のいい大工さんにかに安く仕事をしてもうかつかということを考える

法律の中に

「建設業の存続」明記

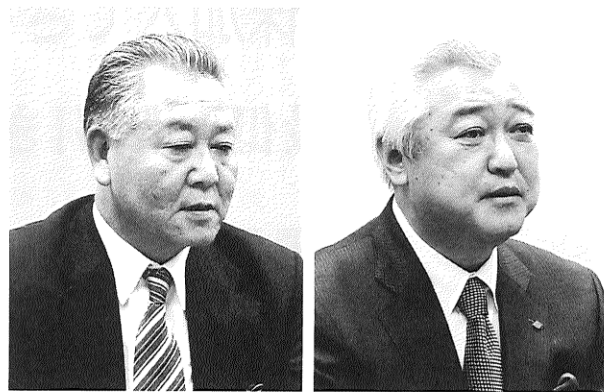
脇 個人の場合、買手の立場は弱い。公共工事の場合は発注者が強いので、受注者が公平な立場で契約を結べるようする。私は、法改正の大きな要素として地域の建設業が健全に存続し、5年後、10年後、20年後も地域に根ざして繁栄しているという状況を配慮事項でもいいから、法律のどこかに書いてほしいと思っている。

発注者は、品質のいい施設ができればいい、安く仕上げればいいというだけではない、もう一つ建設業が明日つぶれたということになって困るので、存続についての配慮が必要だ。まともに仕事をすれば正当な利益が得られる、技術者も担保でき、若い人も入ってくるという好循環が得られるような仕事のさせ方、契約の仕方があはらずで、それをきちんと法律の中に書くべきだといってきた。

役所もいろいろ考えてきており、若い人が入職する会社は評価するといった提案をしているが、若い人が入る会社は存続できるだ

新春インタビュー

国づくりと公共事業を



(一社)全国中小建設業
協会副会長・広報委員長
土志田 領司氏

(一社)全国中小建設業
協会理事・広報副委員長
河崎 茂氏

聞き手

んと積算した設計値で行えばよい。最低制限価格は市場にはない仕組みだ。民間取引の場合、この価格以下では受注させませんといったことはあり得ない。いろいろな価格があって、その中から誰と契約するかは、買手側の勝手だけれど、その際に決まりごととして最低制限価格があるのは常識論としておかしい。

「予算はこれしかありません、これ以上は出せません」と払える金額には限度額がある。提示された金額が限度額を超えたとき、その差額の扱いについて交渉して互いに折り合うのが契約の原則だ。予定価格の範囲内でもっとも安い価格が最低制限価格より上ならばいいという考えは、常識からいっておかしい。

三重苦で苦境に追い込まれた建設業

脇 指名競争入札は、一定の実績をもつ者しか参加させなかった。そついつ縛りがあるならいいが、それを一般競争入札として実績のない者を入れて、価格が安いからお前がやれといったことが起きる。弊害を考えずに価格の安い業者と契約する。その契約方法を疑おつともしない。この国は狂ったかと思えない。そついつことを何年も続けてきた。

最低制限価格制度は許し難い仕組みだが、そつはいつても基準価格を引き上げれば、一時的には混乱は収まる。熱は下がる、咳も止まるという効果はある。それで制度をなくせとはいわなかったが、基準価格の引き上げばかりをいつていると、問題の本質を見失ってしまう。

きちんと懸命に勉強する発注者はいない契約ができる。だめな発注者は契約もだめだ。したがって、役人に懸命に頑張つてくださ、というのが本来の筋だ。勉強もしないで、規則があるから誰もが同じ契約ができるということを目指すと間違いが起る。

脇 最低制限価格は、おかしな制度だ。指し値で契約するならきち

最低制限価格は市場に委ねた契約論の中で全くおかしい考えだ。予算がないから契約はできないというのならわかるが、このような制度はないほうがいい。むしろ予定価格をきちんと示し、受け手にこれならできますという答えを出してもらい、そのうえで内容を詰めて契約すればいい。

脇 公共工事は設計図があるから、誰が施工しても同じ品質のものでできると思っている。その前提があるから価格は安ければいい、悪いものができるとは考えて

最低制限価格は

脇 生き残りをかけた競争だからそついつ事態が起る。仕事が多ければ過度な競争はしない。諸悪の根源はデフレにある。デフレの中で公共事業を減らした。しかも会計法にもとづいて安ければいい

脇 最低制限価格は、おかしな制度だ。指し値で契約するならきち

脇 最低制限価格は、おかしな制度だ。指し値で契約するならきち

施工業者をきちんと評価する制度確立へ

という精神で制度を運用したために、業界は三重苦に陥っている。そつして業界はきわめて厳しい状況に追い込まれた。それでも生き残った会社は立派だった。

脇 代替わりがうまくいった会社は生き残っている。フレキシブルになっており、ここを押せばこう反発してくるといつことを心得ている。現場の作業員と一緒に仕事をしていくのもこの人たちが。ぎりぎりのところで生き残る術を身につけている。国土強靱化計画に関連して中長期的な事業量、ビジョンについてうかがいたい

脇 国土の計画論」その一つが強靱化 個人的な考えだが、現在の日本に必要なのは計画論だ。国や都道府県に目指すべき計画論があつて、その要素の一つとして、日本はもとも災害が多いので、災害に対して十分な備えがあるかどうかというのが国土の強靱化だ。しかし、災害への備えがすべてではない。

脇 地域にはそれぞれ独自の経済活動、社会活動があり、どういつ活動を行うのか、それに応じてインフラ計画が出てくる。インフラは下部計画、その上部は経済活動、社会活動、市民生活になるが、上部でどのようなものをイメージし、それに対応したインフラを整備するといつ構図だ。ただ道路がほしいといつだけでは、インフラをつくりたがついてるだけと社会から足元をすくわれかねない。

脇 それを直すには、もう一度地域の有り様を見直す必要があるわけだ。地域の有り様は、それぞれの地域で考えるしかない。それで真剣に考えてほしいと要請している。たぶん市町村長を中心に、自

脇 地域に根ざした建設業を

脇 地域に根ざした建設業を

全国で意見交換会



茂原課長

社保加入できる労務単価を 最低制限引き上げ訴える

■全中建京都との意見交換会



山田理事長



全中建京都との意見交換会は平成25年11月13日、京都市下京区のキャンパスプラザ京都で開催された。本部から豊田副会長と押川専務理事、全中建京都から山田孝司理事長ら幹部、講師として近畿地方整備局の茂原博建設産業課長が出席した。



豊田副会長

このあと茂原建設産業課長が「建設産業の現状と課題」をテーマに講演した。

建設業が発展できるかどうかの大きなポイントの一つは、発注平準化の確保にある。発注が長期にわたって安定的な国民、マスコミなどに批判され、今後、予算化が難しくなるおそれがある。今が若年技能者を確保する最後のチャンスとして行政、業界の関係者が一体となって取り組んでいることを認識して対応して

方整備局の茂原博建設産業課長が出席した。当日は、豊田副会長のあいさつに続いて、山田理事長が「京都の業界には受注量が少ないという悩みがあるものの、京都なりの方向で生きている。私は40年以上建設業に携わっているが、こんなに長くて暗いトンネルになるとは思ってもみなかった。本日はわれわれの悩みを聞いてほしい」と語った。

その中で「25年度の設計労務単価を大幅に引き上げたが、これが下請まで渡らないと税金の無駄遣いがあった」と国民、マスコミなどに批判され、今後、予算化が難しくなるおそれがある。今が若年技能者を確保する最後のチャンスとして行政、業界の関係者が一体となって取り組んでいることを認識して対応して

全中建京都 全中建京都の会員は、京都市の工事の受注が多い。市の建築工事の最低制限価格は、予定価格の88%に設定されているが、この水準では適正な価格は確保できない。95%以上でない適正な価格ではない。適正な価格が確保できないと、社会保険に加入できないと思う。88%の価格で抽選による落札では若い人が入ってくる賃金は出せない。



岡野会長

労務単価引上げ実感なし 発注の平準化を求める

■大阪府中小建設業協会との意見交換会



大阪府中小建設業協会との意見交換会は平成25年11月14日、大阪市中央区の大手前建設会館で行われた。全中建本部から豊田副会長と押川専務理事、大中建からは岡野三郎会長ら幹部が出席した。

最初に豊田副会長があいさつしたあと、大建の岡野会長が「安倍政権になって公共事業予算が確保されたことで建設業の景気は向上しているが、大中建 情報開示で発注者から金額入りの設計書をもろくだその実感が無い。資材や労

大中建 労務単価の引き上げについて、国関係の対応は聞こえてくるが、自治体が労務単価を引き上げたという実感はない。国の指導をお願いしたい。

発注部局にダンピング対策の実施を要請していくと、それは業界の問題だ、といわれるだけで効果が上がらない。本部 東京では建築工事の競争が沈黙化してきた。大中建 東京が踏み出すと、大阪も追随して考えてくれる。東京で先鞭をつけてほしい。

全中建が初めて開催した会員団体との「公共事業の適正な執行に係る意見交換会」は、平成25年10月の岩手（11月1日号既報）に続き、11月に京都、大阪、鹿児島、宮崎、12月に高知、香川、広島で行われた。各地区の意見交換会には正副会長が分担して出席し、太田国交大臣から要請を受けた技能労働者の適切な賃金の確保と社会保険への加入促進への取り組みを求めた。各地区の懇談会で本部の正副会長はあいさつの中で「国交省は25年度の労務単価を全国平均で15%、被災地で21%引き上げた。これを受けて4月

会員の生の意見 地域の現状を聞く

に太田国交大臣から技能労働者の適切な賃金の確保と社会保険への加入促進の要請を受けた。業界はこの要請にこたえる必要がある。この機会を逸すると若年労働者の確保が困難になり、禍根を残すことになる」と語り、大臣要請への対応を求めた。さらに「会員の生の意見、地域の現状を聞き、その声を行政に反映していきたい」と述べた。また、押川太典専務理事が大臣要請に対する全中建の対応と25年10月に実施した会員企業の対応状況調査結果を報告した。各地区の意見交換会の概要を紹介する。

ほしい。社会保険には28年度末までに加入すればよいことになっているが、国、都道府県、政令市は、社会保険に未加入の労働者は現場作業に従事させないという意識が強く、未加入者は28年度末を待たずに、現場に入れないおそれがあることも留意してほしい」と語った。

最後に「建設業が発展してほしい」ということで、国交省は聖域に踏み込み、覚悟を決めて対策を講じている。施策への協力をお願いする」と要請した。

このあと茂原課長との質疑応答が行われた。

とは実施しない。全中建京都 京都市は入札不課長 考え方によっては、当初の積算が間違っていたということになる。1000ものものが88になるというのも理解しにくい。まず平準化の確保も大切だ。

生の声を行政に反映

下請価格急上昇に苦しむ 設計価格に実勢反映を

■全中建鹿児島との意見交換会



中建設鹿児島から前田正人会長ら幹部14名が出席。講師として九州地方整備局の嶋直俊計画・建設産業課長が「建設産業の今後の取り組み」について講演した。

全中建鹿児島との意見交換会は平成25年11月27日、鹿児島市内の同協会会議室で開催された。全中建本部から小野徹副会長、押川専務理事、全

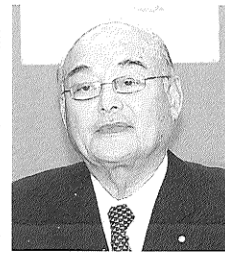
最初、小野副会長があいさつ。続いて前田会長が「鹿児島県は公共事業に対する依存度が高い。近年、その公共事業が激減し、そのために建設業界は疲弊し、将来に夢のいさつした。」

中建設鹿児島から前田正人会長ら幹部14名が出席。講師として九州地方整備局の嶋直俊計画・建設産業課長が「建設産業の今後の取り組み」について講演した。

中建設鹿児島から前田正人会長ら幹部14名が出席。講師として九州地方整備局の嶋直俊計画・建設産業課長が「建設産業の今後の取り組み」について講演した。



嶋課長



前田会長



小野副会長

瞭然となる。それが発注者のプレッシャーとなっている。個別の企業が請求すると支障が生じるおそれがあるので、協会が請求すればよい。大阪府は前年度分の工事は情報開示してくれる。

本部 東京都も請求すれば情報開示してくれる。しかし、それにも弊害はある。その後、同種の工事が発注されると積算ソフトを使って見積もるとほぼ同額になる。

大中建 新労務単価を25年4月にさかのぼって採用している市もある。しかし建築工事の場合、資材費と労務費、それにともなう経費を含めて計算する市場単価を採用している。今回の措置は及ばないというのが発注者の見解だ。左官、内装などは材工込みの単価なのでわずかしがアップしていない。同業者の話を聞くと、われわれは今引き上げた程度の労務費を24年から支払っているという、戸惑っているのが実態だ。

建築工事では数量公開が行われている。それに情報開示で金額入りの設計書を入手して24年と25年の見積もりを比較すれば積算の実態が浮き彫りになる。それをもとに発注者と折衝していきたい。

本部 今回の労務単価の引き上げは、予定価格を2〜3%押し上げる程度にしかならない。

大中建 大阪府はこれまで工事事務所単位の発注だった

大中建 建築工事では、85%の落札率が多い。労務費の引き上げで予定価格が2〜3%程度アップしたところで、われわれの受注価格に大きな影響はない。最低制限価格を引き上げ、予定価格の上限拘束性を撤廃し、そのうえで金をつけるようにしないと、末端まで金が流れてこない。

本部 予定価格の上限拘束性の廃止などを柱とした入札契約制度改善のための法改正が次期国会に提案される。その中で、技術提案したあとに予定価格を決めるという制度の導入が含まれるよう

大中建 大阪府はこれまで工事事務所単位の発注だった

若年者育成で支援を 地元企業の受注機会確保

■宮崎県建築協会との意見交換会



増田会長

宮崎県建築協会との意見交換会は平成25年11月28日、宮崎市内の小戸荘で、全中建本部から小野徹副会長と押川専務理事、宮崎県建築協会から増田秀文会長ら幹部8名が出席して開催された。

同日は、小野副会長のあいさつに続いて、増田会長が「工事はこれから発注されてくると思うが、技能労働者の減少など悩みも多い。工事量が増えることはありがたいが、急激に増える問題も起きている。若い人を確保・育成するのはわれわれの力だけではどうにもならない。国の取り組みが重要だと思つので、中央での対応をお願いしたい」とあいさつした。

このあと、宮崎県建築協会から同協会が行った二つの要望活動の説明が行われた。一つは市町村に対して提出した「建築工事発注に関する要望」。この中では公共建築関連事業の整備充実と地元企業への受注機会確保、適正な単価による発注を求めている。要望に対して市町村の首長は、建設業がなくなるのは困るという認識はもっている

と、すべて違う数字になってしまつ。複合単価に含まれている法定福利費の仕分けを下請に任せるのは納得がいかない。

全中建鹿児島 法定福利費の課長 法定福利費の計算方法が示されており、それにもとづいて算出しているが、標準見積書は専門工事業者団体がそれぞれの業種の個別事情を踏まえて作成している。納得がいかないという点が出てくるかもしれないが、まず標準見積書を活用して、課題が出てくれば見直ししていくものであつて、いまの標準見積書で固定化してしまうものではない。課題があれば業者間で検討してもらつて、国交省へもぜひ照会してほしい。

全中建鹿児島 建築工事は複合単価なので法定福利費を算出するのはかなり難しい作業になる。それを下請に作成させるのではなく、国交省が作成して、それをもとに元請

全国で意見交換会

るものの、そのための単価引き上げまでには至っていないという。

もう一つは、河野俊嗣宮崎県知事との意見交換の場で関連5団体と共同で行った要望。その中で県内業者・地域業者の優先的な活用、指名競争入札の採用を求めている。

同県では、業界からの要請を受けて25年4月から3000万円未満の工事を対象に指名競争入札を施行。

その対象工事の入札価格は最低制限価格に張り付く傾向にあるが、一般競争入札よりも若干高い落札率になっている。知事への要望は、その本

格採用と5000万円未満の建築工事への導入を求めたもの。

このような活動状況の説明が行われたあと、意見交換に移った。



本部 太田国交大臣の要請に對しての対応策を建設業振興対策委員会と労務人材対策委員会の合同委員会で検討した。同時に歩切りの調査を行った。その結果、歩切りが続いていることがわかった。

財務省は、26年度当初予算の公共事業費を削減したい意向をもっており、前年度の0・98が落としどころといわれている。これに国交省は危機感をもっている。削減の理由として財務省は、入札不調が全国的に起きており、仕事をしても消化できないことを指摘している。国交省は、入札不調は一部で起きていることで、仕事はまだ十分に消化できると反論している。

国交省は、このままでは地域を支える建設業がいなくなるとして、労務単価の引き上げなど存続させるための方策を打ち出した。財務省は15%の労務単価アップの行方を注視しており、末端の労働者に賃金の引き上げが届くようにしないといけない。

全中建として、これまで中央建設業審議会で、発注者責任を全うすれば道は開かれる、多様な入札方式を採用し、その中で指名競争入札を実施してほしいと主張してきた。

入札制度に対しては、全中建でもさまざまな意見があるが、監理技術者を必要としないう工事は、指名競争入札で発注してほしいと要望している。

宮崎県建設協会 地方は公共事業に頼っている。大都市圏は公共事業はいらないという霧開きに感じられる。大都市が公共事業拡大に力を入れないと動かないので、地方のことも考えて対応してほしい。

若年労働者確保に対しては、厚労省の対応も必要だ。

本部 文科省の協力も欠かせない。普通科の高校にも建設業に就職したいと考える生徒がいると思うが、そういう生徒に教える場がない。富士教

育訓練センターのような施設を全国的に整備することも必要だ。それと予算の安定的な確保が図れないと、人材の雇用も機械の購入もできない。長期に及ぶ予算の安定確保を求めないといけない。

全中建の役割がみえないという声を聞くが、官公需法にもとづいて毎年中小企業向けの契約目標率が閣議決定される。25年度は過去最高の56・6%に設定されたが、これを検討する中小企業政策審議会に建設業の代表として出席しているのは全中建の委員だけ。目標率の拡大に努めている。山間部では降雪によって工事が遅れる。

高知県中小建設業協会 人件費が上がっている。技能労働者の高齢化が進み、作業効率が落ちてきているので、歩掛りを変えてもらいたい。

調整官 本省に伝える。

高知県中小建設業協会 先行も出納閉鎖までに完成すれば黙認してくれたが、最近では厳格になった。1、2月は仕事ができないので、12月までに90%程度を仕上げておかないと翌年度に繰り越してしまう。4月に入って14日以上遅れると指名停止になる。

現場の実態に合わない設計の工事をわれわれが具体的に説明して、発注担当者がその事実を認めても、現場に注意するといっただけで変更には応じない。

現場の実態を知らないまま設計され、そのために施工者負担になっている。適切な設計、適切な予定価格の作成を訴えている。国にも訴えられない。

■高知県中小建設業協会との意見交換会

4～7月工事なく新規採用困難

繰越工事の適切な扱いを

席。四国地方整備局建設部の石田政樹建設産業調整官が「技能労働者の賃金水準確保等の今後の取り組み」をテーマに講演した。



石田調整官



山中会長



土志田副会長

最初に土志田副会長があいさつ。続いて山中会長が「高知県は経済力の弱い地域で、地域を牽引する大企業も少ない。建設業が元気でないと高知県全体が衰退する状況にある。小泉改革以降、十数年間にかわって公共事業の削減が続いたことにより、建設業はたいへん厳しい状況に追い込まれ、大切な経営資源である人材の整理を余儀なくされた。若者は建設業に背を向けており、魅力ある建設業の実現へ努力しないといけない。どこに原因があるのか、しっかりと把握して官も民も一体となって対応する必要がある。全中建にさらに尽力してもらいたい」とあいさつした。

このあと石田建設産業調整官が講演した。

この講演の後、石田調整官との質疑応答が行われた。

展開している。

高知県中小建設業協会 4月から7月まで仕事がない。それだけ技能労働者の新規雇用も社会保険への加入もできない。

年間通じて仕事があれば社会保険にも加入できる。空白期があっても社員や技能労働者を雇用し続けているので、経営は厳しい。

調整官 発注の平準化の必要性は本省でも認識している。高知県中小建設業協会 賃金が高ければ若者が建設業に目を向けると思うので、全中建本部は他団体とスクラムを組んで、しっかりと対応してほしい。

本部 国交省が設けた担い手の加入を進めるための運動を

同調整官は、建設業の現況、課題などを説明したあと、技能労働者の賃金水準の確保、社会保険加入促進に向けた取り組みについて説明した。

その中で、約1万4000社から回答のあった平成25年度下請取引等実態調査(25年6月末までの状況を調査)の結果を説明。適切な賃金水準確保に関する取り組みを知っていると回答した企業の約53%が給料を引き上げ、取り組みを知らないと回答した企業の約6割が給料を引き上げていることから、取り組みの周知徹底が重要であるとして協力を要請した。

高知県中小建設業協会 個人事業主の取り扱いはどうなるのか。また、人手がないので定年退職者を再雇用して仕事をする場合もある。その場合、社会保険に未加入者にも働いてもらうケースがあるが、どのように対応すればいいの

か。

石田調整官 適用除外の制度があるので活用してほしい。詳細については、担当部に確認してください。

高知県中小建設業協会 賃金が高ければ若者が建設業に目を向けると思うので、全中建本部は他団体とスクラムを組んで、しっかりと対応してほしい。

本部 国交省が設けた担い手の加入を進めるための運動を

高知県中小建設業協会 社会保険への全員加入は29年度からということだが、われわれは技術者も技能労働者も機械も自前で保有し、社会保険に

も全員加入している。29年度

高知県中小建設業協会との意見交換会は平成25年12月5日、高知市の高知会館で開催された。全中建本部から土志田領司副会長と押川専務理事、高知県中小建設業協会からは山中栄広会長ら幹部が出

た。

高知県中小建設業協会 賃金が高ければ若者が建設業に目を向けると思うので、全中建本部は他団体とスクラムを組んで、しっかりと対応してほしい。

本部 国交省が設けた担い手の加入を進めるための運動を

高知県中小建設業協会 賃金が高ければ若者が建設業に目を向けると思うので、全中建本部は他団体とスクラムを組んで、しっかりと対応してほしい。

本部 国交省が設けた担い手の加入を進めるための運動を

高知県中小建設業協会 社会保険への全員加入は29年度からということだが、われわれは技術者も技能労働者も機械も自前で保有し、社会保険に

も全員加入している。29年度

も全員加入している。29年度

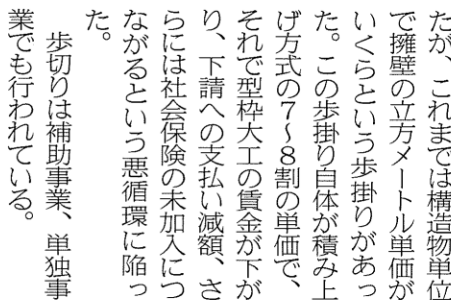


施工実態に合わない歩掛り 歩切り撤廃、指名拡大を

金本副会長

香川県中小建設業協会 25年

香川県は13・5%の上昇だった。これが実際に賃金の上昇、



業でも行われている。

岡本支部長

事だと思つが、そこが指名入札の罪深いところだ。指名外しに遭つ。しかし、おかしいものはおかしいといえる状況にあるので、ノーとはつきりいってほしい。

と大幅な持ち出しになる。
課長 それでも受注する業者
がいる。たぶん指名入札の工

は、経費の中に入れてあるといわれるが、実祭に施工する

それを歩切りというのには
逡巡しゅんじゆんがある。

が、郡部はそれより低く価格を決めているところがある。

課長 労務単価は県一律だ
ている。

とっている。

広島県支部 設計価格を十数%も切って予定価格を作成し

えたほうがいい。財務省もそういう場合は相談するように

課長 受注した工事で繰越になりそうな場合は発注者に伝

「島根は災害があったので
これから起きてくるかもしれ
ない。」

未完成は確約できないといっている。広島にはないが、山

工事で先ごろに発注になった
工事で、努力はするが、3月

のか。
広島県支部 あり。市の舗装

ら学ばないといけない。

できたもので、それを長年続

も悪くはないという首長がいるが、その工事は下請をた

例えば予定価格の65%の価格でも仕事はできている、品質

課長 発注行政は、自治体の自主的事務の最たるものだ。

れてもらえない。指導を願いたい。

ていまいといふ理由で受け入

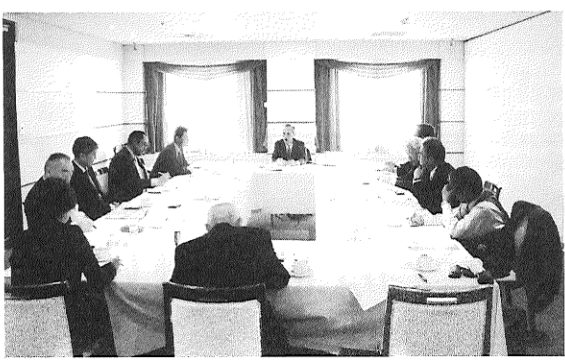
土木委 労務単価、歩掛り問題抽出 検討深め改善策探る

朝日啓夫委員長による初の土木委員会が平成25年11月15日、東京の朝日生命大手町ビルで開かれた。

冒頭、朝日委員長が「全国的に課題が山積する中、一つずつ解決していきたい。従来は下水道工事の問題を主に扱ってきたが、ほかの問題にも取り組む」とあいさつ。鳥越雅人氏を副委員長に指名した後、議事に入った。

また、「発注者から求められる施工写真が多すぎて、現場監督はカメラマンとして付きっきりになる。提出資料も年々増えている。国交省下水道部で共通仕様書をつくり、自治体を指導してほしい」との要望があった。標準歩掛りの実態については「現在の歩掛りは古く、工種によっては全く合わない」「繁華街における下水道の小規模維持工事に標準的な歩掛りが適用され、赤字工事にならざるを得ない。実費精算に変更してほしい」などとする意見があった。

委員会で取り上げるべき労務単価と標準歩掛りの問題について、委員から説明があった。公共工事設計労務単価が15%アップしたことについては「大震災の被災地以外では最盛期の3〜4割の仕事量しかなく、利益の確保が困難な中、即座に賃金を上げる状況はない」「労務費調査方



法を抜本的に見直しするなどして、若年者が入職してくるような賃金水準にしてほしい」「交通誘導員の単価が低く、配置人数が増えるほど損失が大きくなるので、われわれが実際に警備会社に発注する単価まで上げてほしい」「被災地の工事でも交通誘導員の単価は実態とかなり乖離している」とする意見があった。

事務局 共済加入促進で意見交換 人会メリットも議論

た。小規模の維持修繕工事は地域の建設業が主に担当するものであるから、その歩掛りの改善は会員企業にとって切実な問題であるため、例えば100平方メートル以下の工事には積み上げ方式に変更してもらうなどの改善策を探ることとなった。

当日は下水道意見交換会のテーマ、今後の委員会の方向性についても検討した。

* 土木委員会委員は次のとおり。
委員長・朝日啓夫(愛媛)、副委員長・鳥越雅人(高知)



0社と減少し、キャンペーンの効果は現れなかった。加入者数は全体として減少傾向が続いている。全中建として立ち上げていく制度なので、拡大に取り組んでほしい」と改めて要請した。

国交省は、25年度の設計労務単価を全国平均15・1%、被災地は21%に引き上げたが、発注者側では建設技能者に適切に支払われているかどうか注視している。

24年末の総選挙で自民党が勝利し、政権を取り戻し、25年夏の参院選挙では、佐藤信久先生も高当選した。自民党には公約どおりに国土の強靱化、インフラ整備を進

人(東京)、委員・下館幸治(八戸)、向井田岳(岩手)、藤原秀幸(神奈川)、水村初男(横浜)、長谷川智彦(静岡)、伊藤誠(愛知)、山本厚(福井)、三原金一(大阪)、藤井啓文(広島)、横田昌宏(香川)、嶋崎勝昭(高知)

制度の保険料収入の還元が大切な収入源になる。会員の5〜6割が加入すると、かなりの還元収入が得られるので、これをアピールしようと思

入に結びつけるのが課題。25年の総会時に会員全員にパンフレットを配布した。その際に地元の保険代理店が扱う保険なので、対応が迅速と地元をセールスポイントに説明した。社員全員の加入が前提なので、経営者が思い切って決断しないと加入に結びつかない。保険の新規加入、切り替えの際には全中建の制度に加入するよう働きかけている。協会は会費収入以外の収益を上げることも課題だが、それには共済

国土強靱化基本法が成立

国と地域の基本計画策定へ

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が平成25年12月4日、参院本会議で可決・成立した。

同法は、政府の防災基本計画や国土形成計画、中央庁省の業務継続計画、画、住生活基本計画、エネルギー基本計画、社会資本整備重点計画などの上位法に位置づけられ、

各計画で国土強靱化基本計画と異なる点などがあれば、同基本計画に沿って修正する。

26年5月にも国土強靱化基本計画を策定し、最大限の人命保護や経済活動の機能不全防止、行政機能の確保などの目標に対する住宅・都市、環境、エネルギー、国土保全など各分野の現在の脆弱性を評価したうえで、

全中建会員企業の皆様へ

中小建設業者災害補償制度へのご加入をおすすめします

現在、全国で約800ヶ所の事業所が加入されており、「不測の事故時の会社経営安定」と「従業員の福利厚生の一環」として、役立っております。

- 大きな割引が適用されます。(本制度最大のメリットです！)
法定外労災補償保険(労働災害総合保険) : 約70・3%割引
第三者賠償責任保険(請負業者賠償責任保険) : 約30〜50%割引
- 法定外労災補償保険は「経営事項審査」の加点評価となります。
- 引渡し後の補償(生産物賠償責任保険)のセットプランを推奨いたします。

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

スマホ・タブレットで学習!!
ケイタイもんアプリで効率アップ!!

1 土木 1級 2 土木 2級 1 建築 1級 2 建築 2級

・学科試験対策として分野別四肢択一式で解答⇒学習効果 アップ
・問題と正解・ヒントを掲載しているので、その場で理解力 アップ
・1級、2級【土木】・【建築】・【管工事】のケイタイもんをラインアップ

App store / Google playで「ケイタイもん」,「地域開発研究所」と検索⇒体験版(無料版)がありますので、是非お試しください。

iphone / ipad Androidに対応 参考図書・講習会開催情報などの詳細はホームページをご覧ください。

一般財団法人 地域開発研究所 <http://www.ias.or.jp> [CLICK](#)
東京都文京区関口1-47-12 江戸川橋ビル TEL 03-3235-3601

TPP交渉、社会保険加入の講演を開催

全中建若手経営者部会

建設業の進路探る

松井会長



佐藤部会長



平成25年度全中建若手経営者部会(佐藤伸二部会長)が平成25年11月21日午後、愛知県名古屋市のホテル名古屋ガーデンパレスで開催された。同日は2部構成で行われ、第1部では、内閣府TPP政府対策本部の高橋和久参事官が「建設業とTPP」をテーマに講演した。第2部では、建設業情報管理センターの業務や部会開催地の愛知県の観光政策の紹介が行われた。第2部では中部地方整備局の下岡壽建設産業調整官が「建設産業の現状と課題」をテーマに講演した。

このあと、建設業情報管理センターの業務や部会開催地の愛知県の観光政策の紹介が行われた。第2部では中部地方整備局の下岡壽建設産業調整官が「建設産業の現状と課題」をテーマに講演した。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

TPP交渉は、1990年の比率は、1990年の15%から2010年には9%に低下、2030年には6%に落ち込み、日本の相対的地位の低下が本格的に懸念されている。一方アジアの中間層は、今後10年間で10億人増加。2020年にはアジアの個人消費の規模がわが国の4・5倍に達し、欧州を抜いて米国に並ぶと予測されている。

会員のための福祉制度

全中建災害共済制度

安い掛金で大きな保障が得られ、24時間保障です。

○例えば、次のようなケースで実際に入院給付金をお支払いしております。

(例) ・自転車で転んでケガをして入院した。
・自宅作業中に誤って指をケガして入院した。
・学校の運動会で転倒して入院した。
・休日に歩行中、オートバイに接触しケガをして入院した。

本制度のお問い合わせは全中建事務局まで。
TEL.03-3668-7917

朝日生命

太田大臣らと懇談

歩切り撤廃、最低制限引上げを

松井会長ら 全中建の要望伝える

全中建の松井守夫会長、小野徹副会長、土志田領司副会長は平成25年12月19日、東京・千代田区のホテルニューオータニで開かれた国交省幹部と建設業4団体幹部との懇談会に出席し、長期的に安定した公共事業予算の確保、適正価格での受注機会の拡大を求めるとともに、技能労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険加入の促進に向けての取り組みを報告するなど意見交換した。太田昭宏国交大臣は「26年は復興を実感し、経済再生を実感する年とし、労務や資材が不足する中で、公共事業をやりぬく、労働者の就労環境の改善をやりぬく覚悟で対応する」と応じた。

国交省幹部、4団体幹部の懇談会に出席



同日の会議は、25年4月と9月に開かれた同趣旨の懇談会に続くもので、国交省が呼びかけ、

開かれた。国交省からは太田大臣、高木毅副大臣、野上浩太郎副大臣、土井亨政務官、増田優一事務次官ら幹部、業界からは全中建のほか、日本建設業連合会、全国建設産業専門団体連合会の幹部が出席した。



太田大臣

右から松井会長、小野副会長、土志田副会長

大臣があいさつし、「26年度予算は国民生活を守るため、計画的に執行することを閣議決定した。公共

事業予算は毎年徐々に増加するよう努める。建物も建設業界もメンテナンスが必要となっている。10年、20年、30年後のわが国の将来がかかっている。限られた予算だが、一過性ではなく継続する予算を確保する。26年度はその最初の年とする」と発言した。

全中建の松井会長は「喫緊の課題である防災・減災対策をはじめ、地域の維持・活性化に不可欠な公共事業費は、最低10年以上の見通しが立つ長期的に安定した予算を確保し、全国隅々まで切れ目なく、適正な価格での受注機会の拡大を願う」と発言した。これに関連して、小野副会長は「自治体の半数が歩切りを行っていることを受けて国交省から、直轄、自治体、民間も含

めて歩切りをやめるよう引き続き徹底する、とすの回答を得た。土志田副会長は「全中建の会員である地方の元請は技能労働者を雇用している。4月から7月は公共工事の発注が途絶え、雇用労働者がかえられないという声がある。労働者の高齢化にともない、生産性は以前の」と結んだ。

金利が戻ってきます!!

建設企業の重機購入を支援します

(建設業災害対応金融支援事業)

国土交通省では、建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。(一財)建設業振興基金で助成申請を受け付けております。手続きの流れや申請書類等は、下記ウェブサイトにて紹介しておりますのでご覧下さい。

(一財)建設業振興基金
建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

お問い合わせ先: (一財)建設業振興基金 金融支援部
TEL:03-5473-4575 FAX:03-5473-1593

「窮状打開に関する要望」

全中建は平成25年12月13日、25年度「危機的状況にある中小建設業者の窮状打開に関する要望」を全国知事会、市長会、町村会に提出した。要望事項は次のとおり。

- ・公共事業予算の大幅な確保と地域の雇用と受注機会の確保
- ・指名競争入札等の適用および拡大、公共工事の

全国知事会などに提出

全中建

入札及び契約の適正化

- ・ダンピング排除
- ・最低制限価格および低入札価格調査基準価格の引き上げ、上限拘束性の撤廃、予定価格の事前公表の廃止
- ・労務・資材単価の改善
- ・国土強 靱化法の早期制定

平成26年度

1級 建築及び電気工事施工管理技術検定学科・実地試験

インターネット受付期間 平成26年2月7日(金)～2月21日(金)
(インターネット申込は、再受験者及び前年度学科合格者のみとなります。)

書面受付期間 平成26年2月7日(金)～2月21日(金)

◎基金ホームページ: <http://www.fcip-shiken.jp/>

- ◆学科試験日 平成26年6月8日(日)
- ◆実地試験日 平成26年10月19日(日)
- ◆試験地 札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄
- ◆申込用紙 平成26年1月24日(金)から販売します。
(申込用紙は、各建設弘済会(協会)取扱窓口のほか、基金ホームページからも購入できます。)

国土交通大臣指定試験機関 一般財団法人 建設業振興基金 試験研修本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館
TEL 03(5473)1581【代表】